

第5 章

日常生活圏域及び 地域包括支援センター

第5章 日常生活圏域及び地域包括支援センター

1. 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域は、第3期計画において、平成18年度から設定されています。

設定の考え方については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、定めることとされています。

本市の日常生活圏域の考え方は、国の考え方に基づいて、中学校区を基本に高齢者人口の増加、地理的条件、生活形態等を総合的に勘案して設定しています。

2. 日常生活圏域の設定

本市では、第3期計画において15圏域の日常生活圏域を設定しました。第4期計画では2圏域増やし17圏域、第5期計画では2圏域増やし19圏域、第6期計画では4圏域増やし23圏域としています。

第7期介護保険事業計画においては、日常生活圏域内の総人口、高齢者人口等を下記のとおり勘案した結果、第6期計画と同様の23圏域とします。

- ① 日常生活圏域内の総人口が3万人を超えている。
- ② 日常生活圏域内の高齢者人口が7千人を超えている。
- ③ 新たに設定した日常生活圏域内の総人口が2万人を超えている。
- ④ 新たに設定した日常生活圏域内の高齢者人口が3千人を超えている。



3. 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、公正で中立的な立場で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員がその専門知識や技能を互いに活かし様々な面から支援します。

さらに、保健・医療・福祉の関係者や地域住民とともに地域のネットワークを構築し、「地域包括ケアシステム」の推進を図ります。

(1) 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の4つの業務(包括的支援事業)を中心に、高齢者の多様なニーズに対応した切れ目のない包括的なサービスの提供に努めます。

① 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、訪問型サービス、通所型サービス等が適切に利用できるような必要な支援を行います。

② 総合相談支援業務

高齢者やその家族、地域の人からの相談を受け、必要な情報の提供やサービスを紹介し支援につなげます。

③ 権利擁護業務

高齢者が地域において、安心して生活を行うことができるよう、消費者被害等の相談を受けるほか、成年後見制度の紹介や虐待事例の早期対応など、高齢者の権利を擁護します。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における各関係機関との連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

(2) 地域包括支援センターの設置

包括的支援事業などを実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うため、地域包括支援センターを23の日常生活圏域ごとに設置します。

圏域(中学校区)		地域包括支援センター名
1	上野ヶ丘	上野ヶ丘地域包括支援センター
2	碩田	碩田地域包括支援センター
3	王子	王子地域包括支援センター
4	大分西	大分西地域包括支援センター
5	南大分	南大分地域包括支援センター
6	城南・賀来	城南・賀来地域包括支援センター
7	城東	城東地域包括支援センター
8	滝尾	滝尾地域包括支援センター
9	明野	明野地域包括支援センター
10	原川(明治北小校区除く)	原川地域包括支援センター
11	鶴崎(別保小校区除く)	鶴崎地域包括支援センター
12	大東(明治北小校区含む)	大東地域包括支援センター
13	東陽(別保小校区含む)	東陽地域包括支援センター
14	大在	大在地域包括支援センター
15	坂ノ市	坂ノ市地域包括支援センター
16	植田	植田地域包括支援センター
17	植田西	植田西地域包括支援センター
18	植田南(寒田小校区除く)	植田南地域包括支援センター
19	植田東(寒田小校区含む)	植田東地域包括支援センター
20	竹中・判田	竹中・判田地域包括支援センター
21	戸次・吉野	戸次・吉野地域包括支援センター
22	野津原	野津原地域包括支援センター
23	佐賀関・神崎	佐賀関・神崎地域包括支援センター

(3) 地域包括支援センター運営協議会の設置

地域包括支援センターの設置、運営などに関して、介護保険関係団体の代表者、居宅サービス等の利用者、地域住民の相談等に応じる団体の代表者、地域における保健・医療・福祉に関する学識経験者等により構成する「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、適切で公正かつ中立な運営の確保に努めます。

(4) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センター業務に加えて、地域包括ケアシステム構築のため、認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの機能強化の推進に努めます。

また、地域包括支援センター自らが、実施する事業の評価を行い、その評価については運営協議会と連携して定期的な点検及び運営に関する評価を行い、質の向上を図ります。